

下館南中学校 部活動活動方針

筑西市立下館南中学校
令和7年4月現在

筑西市教育委員会では、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日スポーツ庁地域スポーツ課）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日文化庁参事官付学校芸術教育室）」を踏まえた「茨城県部活動の運営方針（令和4年12月16日改訂）」に則り、生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の負担軽減に配慮し「令和5年度部活動の運営方針」を策定しました。

これらを踏まえ、本校では、決められたルールの中で効率よく活動し、技能の向上のみを目的に活動するだけでなく、集団の中で協調性や規範意識を育てながら最大限の成果を発揮することを目指し、本校における部活動に係る活動方針を以下に定めます。

1 部活動の基本的な考え方

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的・自発的な活動を通してスポーツや文化、科学に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等学校教育が目指す資質・能力の育成に極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 校長及び部活動顧問は、部員同士が同じ目標に向かって取り組みながら、豊かな人間性を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動となるよう自覚し運営に当たる。
- (3) 部活動の実施に際しては、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活の実現及び部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者や地域との連携を深め、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動を運営していく。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、筑西市教育委員会の「部活動の運営方針」に則り、毎年度、「下館南中学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を先月の20日までに作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を生徒及び保護者へ学校ホームページ等を活用し、通知・公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒が豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施することを自覚し、定期的な研修の機会を設定して教員の資質・能力の向上を図る。

また、部活動は部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活や成長に寄与するよう、組織的に適切な部活動を運営する。

イ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正

な部数を設置する。

ウ 部活動の運営に当たっては、可能な限り複数顧問を配置し、さらに単独指導体制を構築することにより、計画的に活動が実施できる体制を構築していく。

エ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

※体罰、暴言、不適切な指導等が起こりそうな時は、周囲で気付いた職員が直ちに止めに入る。単独で指導にあたるなど、周囲に職員がいない場面においては、その場から直ぐに離れるなど、自分の気持ちを落ち着かせる行動をとること。

また、外部指導者も同様とし、採用に当たっては、校長の面接のもと、委嘱状を交付する。委嘱状の内容に違反する場合は、期間途中でも解除することもある。

エ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

カ 校長は、教員の部活動への関与について、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン（令和3年4月）」及び「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～（令和4年5月）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

キ 校長は、定期的に部活動運営委員会（顧問会議等）を実施する。

ク 校長は、部活動終了時刻を定める。

ケ 校長は、すべての部活動の練習計画が閲覧できるように校内に掲示をする。

〔年間下校時刻〕 ※下校時刻等についても市内で連携を図る。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
完全下校時刻	17:00	17:30	18:00					原則 3時間程度	18:00	17:30 大会まで 17:15	17:00	16:50

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 校長及び部顧問は、生徒の生活や健康に留意する。

熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。特に、暑さ指数が31以上の場合は、非常に危険なため、部活動を原則として行わないこと。

高温又多湿時の各種大会や練習試合については、大会の延期や見直しの要請、練習試合の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、やむを得ない事情により部活動を実施する場合には、生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。（詳細は、別紙1参照）

エ 校長及び部顧問は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底するため、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。

基本的な感染予防対策を徹底するとともに、新しい生活様式を意識した活動を実践する。検温（健康チェック表等の活用）、運動時以外のマスクの着用、手指の消毒、用具等の消毒、定期的な換気等を徹底する。また、3密を避け、ソーシャルディスタンスを確保する。

部顧問、生徒及び生徒の家族等に、発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合は、活動を自粛し、自宅で休養する。（詳細は、別紙2参照）

各種大会や練習試合等への参加については、県内及び各地域等の感染拡大状況により、柔軟に対応するとともに、各競技団体からの競技特性に応じたガイドラインを参考に、感染拡大予防のための必要な取組を実施する。各種大会や練習試合等の生徒の移動方法については、交通事故や感染予防等への十分な配慮を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

○活動時間の上限の遵守

・1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおりとする。（大会等の当日を除く）

	1日当たり		週計
	平日	休日	
中学校	2時間	3時間	11時間

・校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない）を設定する。

○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

・平日は少なくとも1日（月曜日）、土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

・休日に練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

○生徒の健康管理の観点から、朝の練習は原則禁止とする。ただし、特例として校長が認め実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。特例として認める場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。大会1ヶ月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から認められない。

○長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。また、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。例えばオフシーズンとは、お盆（8/13～16）、県民の日（11/13）、年末年始（12/27～1/3）等である。

○定期テストの3日前及びテスト当日は休部とする。

イ 校長は、2（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、筑西市教育委員会が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた環境の整備

ア 校長は、現在の部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

（2）地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、茨城県中学校体育連盟及び筑西市教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安（年間10大会程度）等を超えることがないように、かつ活動時間の上限を遵守することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画及び活動実績にて校長に報告する。

イ 学校単位で参加する大会については、校長の許可を得て参加する。

ウ 宿泊を伴う大会への参加は原則禁止とする。（県大会・関東大会・全国大会等、校長が認めたものは可とする。）

平成31年4月1日より運用
令和3年4月1日策定
令和3年7月1日改定
令和4年8月19日改定
令和5年3月1日改訂
令和5年4月1日より運用